

全 建 労 発 第 4 号

平成 2 2 年 4 月 8 日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会

専務理事 押 田 彰

(公印省略)

公共事業労務費調査（平成 2 1 年 1 0 月調査）の実施報告について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、公共事業労務費調査連絡協議会事務局である国土交通省総合政策局建設市場整備課長より、別添のとおり標記調査に基づき「平成 2 2 年度公共工事設計労務単価」の決定についての通知がありましたので貴協会傘下会員にご周知いただきますようお願いいたします。

また、ご周知の際には、公共工事設計労務単価については、下請契約、下請代金支払い等を拘束するものではないとされておりますので、別添の記以下の事項についてご指導いただきますようお願い申し上げます。

また、この調査では、「就業規則等の提出がない」等の雇用管理の不徹底等により、約 4 割の標本が棄却されているところから、公共事業労務費調査の重要性に鑑み、貴協会傘下会員に対し、建設労働者の雇用改善を推進し、協力会社を含めた建設労働者の雇用管理のなお一層の徹底をご指導いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、この調査報告および結果は、次の国土交通省のホームページにおいて公開されていることを申し添えます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000130.html

以 上

(別添)

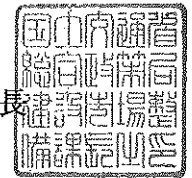
国総建整第324号

平成22年3月30日

(社)全国建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)

国土交通省総合政策局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（平成21年10月調査）の実施報告について

標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査（平成21年10月調査）の実施について」（平成21年8月5日付け国総建整第105号）をもって、ご協力お願い申し上げたところですが、この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、平成22年度公共工事設計労務単価を決定しましたので、調査結果の概要（別添参照）と併せてお知らせします。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成21年12月1日付け国総入企第13号）、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項について」（平成21年12月1日付け国総建整第196号）等をもって、個々の契約を拘束するものではないこと、諸経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解し、適正な取扱いが図られるようお願いしているところですが、重ねて下記の事項について、貴会傘下建設企業に対する周知徹底をお願いします。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について提出資料に基づく審査を行っておりますが、審査の段階で調査対象者のうち約4割に相当する標本が、「就業規則等の提出がない」、「週の所定労働時間が40時間を超えている」、「賃金台帳等に受領印がない」等の雇用管理の不徹底等により棄却されている状況であることから、平成21年度の公共事業労務費調査の説明会において、厚生労働省担当部局から労働時間制度や就業規則、労働条件通知書、賃金台帳の調製等に関する労働基準関係法令の基本事項について説明し、周知を図ったところです。

つきましては、本調査の目的である建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴会傘下建設企業に対する周知徹底をお願いします。

記

1 公共工事設計労務単価の改定を理由とした下請単価や賃金の一方的な引き下げ、いわゆる「指値」による発注などにより、下請企業、建設労働者に対する過度のしわ寄せが生じていると指摘されているが、公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や建設労働者の賃金を拘束するものではないこと。

2 公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、例えば、交通誘導員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費、一般管理費等）は含まれていないため、公共工事設計労務単価を下請契約の見積もり等の参考資料とする際には、これらを適正に考慮する必要があること。